

平成 27 年 3 月 30 日

入札参加登録企業 各位

都市政策部技術管理センター  
技 術 管 理 課

平成 27 年度 土木積算基準における諸経費率の改定について  
(お知らせ)

改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、国土交通省では平成 27 年 4 月 1 日から適用する積算基準の改定を公表しました。

新潟市では、新潟県土木部と同様に平成 27 年 4 月 1 日から適用する土木工事等の積算基準において諸経費率を改定することをお知らせします。

これに伴い新潟市が発注する土木工事等の適用については、下記のとおりとします。

記

- 1 改定図書
  - ・積算基準〔1 一般土木〕第 I 編 総則（平成 26 年 10 月 30 日以降適用）
  - ・設計業務等標準積算基準書 平成 26 年度版
- 2 改定内容
  - 別紙（改定対照表）のとおり
- 3 適用日
  - 平成 27 年 4 月 1 日以降入札に係る公告及び通知する工事又は委託  
から適用します。

問合せ先	新潟市都市政策部技術管理センター技術管理課 積算情報担当（電話 025-226-3081）
------	--

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)																																					
I-2-②-7																																							
第I編 第2章 ② 2-1 共通仮設費 の率分	<p>(2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は「(5)共通仮設費率(第1表～第4表)」の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="414 359 817 502"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいい、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(6) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p>共通仮設費(率分)＝対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)＋施工地域・工事場所を考慮した補正値)</p> <p>ただし、共通仮設費率は「(5)共通仮設費率(第1表～第4表)」による。</p> <p>(4) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	市街地		2.0	山間僻地及び離島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>(2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は「(5)共通仮設費率(第1表～第4表)」の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="1366 359 1769 502"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工程区分の場合における共通仮設費率の補正は「(5)共通仮設費率(第1表～第2表)」の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1366 550 1848 662"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工程区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいい、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>5) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(3) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p>共通仮設費(率分)＝対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)＋施工地域・工事場所を考慮した補正値)</p> <p>ただし、共通仮設費率は「(5)共通仮設費率(第1表～第4表)」による。</p> <p>(4) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	市街地		2.0	山間僻地及び離島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工程区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																					
市街地		2.0																																					
山間僻地及び離島		1.0																																					
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																					
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																					
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																					
市街地		2.0																																					
山間僻地及び離島		1.0																																					
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																					
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																					
施工地域・工事場所区分	工程区分	補正係数																																					
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																					
	舗装工事																																						
	電線共同溝工事																																						
	道路維持工事																																						

追加

追加

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)
I-2-②-32  第I編 第2章 ② 2-7	<p><b>9 技術管理費</b></p> <p><b>9-1 技術管理費の積算</b>                      技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。                      (1) 品質管理のための試験等に要する費用                      (2) 出来形管理のための測量等に要する費用                      (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</p> <p><b>9-2 積算方法</b>                      (1) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記9-1の(1)、(2)、(3)のうち下記項目とする。                      1) 品質管理基準に記載されている項目に要する費用                      2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4) 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等(道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く)に要する費用                      5) 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用(W/Cミータは別途計上)                      8) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9) トンネル工(NATM)の計測Aに要する費用                      10) 塗装膜厚施工管理に要する費用                      11) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用                      12) 施工管理で使用するOA機器の費用                      13) 品質証明に係る費用(品質証明費)                      (2) (1)以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。                      1) 特殊な品質管理に要する費用                      (ア) 土質等試験:品質管理基準に記載されている項目以外の試験                      (イ) 地質調査:平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験                      (ウ) 非破壊試験:新設の橋梁上部・下部工及びび内空断面積25㎡以上のボックスカルパートの鉄筋配置、かぶり測定のための非破壊試験                      2) 現場条件等により積上げを要する費用                      (ア) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用                      (イ) 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用                      (ウ) 下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用                      3) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用                      4) その他、前記1)、2)に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p><b>9 技術管理費</b></p> <p><b>9-1 技術管理費の積算</b>                      技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。                      (1) 品質管理のための試験等に要する費用                      (2) 出来形管理のための測量等に要する費用                      (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</p> <p><b>9-2 積算方法</b>                      (1) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記9-1の(1)、(2)、(3)のうち下記項目とする。                      1) 品質管理基準に記載されている項目に要する費用                      2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4) 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等(道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く)に要する費用                      5) 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用(W/Cミータは別途計上)                      8) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9) トンネル工(NATM)の計測Aに要する費用                      10) 塗装膜厚施工管理に要する費用                      11) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用                      12) 施工管理で使用するOA機器の費用(CALSシステムに係る費用(巻線料及びE利用料)を含む)                      13) 品質証明に係る費用(品質証明費)                      (2) (1)以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。                      1) 特殊な品質管理に要する費用                      (ア) 土質等試験:品質管理基準に記載されている項目以外の試験                      (イ) 地質調査:平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験                      (ウ) 非破壊試験:新設の橋梁上部・下部工及びび内空断面積25㎡以上のボックスカルパートの鉄筋配置、かぶり測定のための非破壊試験                      2) 現場条件等により積上げを要する費用                      (ア) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用                      (イ) 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用                      (ウ) 下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用                      3) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用                      4) その他、前記1)、2)に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>

追加



平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)																															
I-2-②-38 I-2-②-39																																	
第I編 第2章 ② 3 現場管理費	<p>(3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は「11-7 (3)現場管理費率標準値(第1表～第4表)」に下表の補正値を加算するものとする。 なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理比率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="414 347 817 502"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>11-4 支給品の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>11-5 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合 (1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 (2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 (3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p>	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	市街地	1.5	山間僻地及び離島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>(3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は「11-7 (3)現場管理費率標準値(第1表～第4表)」に下表の補正値を加算するものとする。 なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理比率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="1355 347 1758 502"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は「11-7 (3)現場管理費率標準値(第1表～第2表)」に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1355 542 1848 662"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>5) 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>11-4 支給品の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>11-5 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合 (1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 (2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 (3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p>	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	市街地	1.5	山間僻地及び離島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域・工事場所区分	補正値(%)																																
市街地	1.5																																
山間僻地及び離島	0.5																																
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																															
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																															
施工地域・工事場所区分	補正値(%)																																
市街地	1.5																																
山間僻地及び離島	0.5																																
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																															
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																															
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																															
市街地	鋼橋架設工事	1.1																															
	舗装工事																																
	電線共同溝工事																																
	道路維持工事																																

追加

追加

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1-2-②-40 1-2-②-41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第1編 第2章 ② 3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現場管理費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>(3) 現場管理費率標準値</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>38.13</td><td></td><td>862.8</td><td>-0.1979</td><td>14.23</td><td></td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>25.89</td><td></td><td>40.0</td><td>-0.0276</td><td>22.58</td><td></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>24.59</td><td></td><td>78.3</td><td>-0.0735</td><td>17.07</td><td></td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>29.53</td><td></td><td>57.8</td><td>-0.0426</td><td>23.91</td><td></td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>36.07</td><td></td><td>81.6</td><td>-0.0518</td><td>27.89</td><td></td></tr> <tr><td>P.C.橋工事</td><td>27.79</td><td></td><td>88.1</td><td>-0.0732</td><td>19.33</td><td></td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>36.27</td><td></td><td>480.3</td><td>-0.1639</td><td>16.08</td><td></td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>40.98</td><td></td><td>987.6</td><td>-0.2019</td><td>15.05</td><td></td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>38.88</td><td></td><td>293.3</td><td>-0.1282</td><td>20.58</td><td></td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>53.77</td><td></td><td>1,686.2</td><td>-0.2186</td><td>18.18</td><td></td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>48.51</td><td></td><td>1,214.2</td><td>-0.2043</td><td>17.60</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th colspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>47.02</td><td></td><td>264.7</td><td>-0.1191</td><td>29.51</td><td></td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>38.42</td><td></td><td>142.6</td><td>-0.0904</td><td>26.97</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">共同溝等工事</td><td>(1)</td><td>45.93</td><td>290.8</td><td>-0.1145</td><td>25.04</td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td>35.00</td><td>85.9</td><td>-0.0557</td><td>26.06</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>41.15</td><td>159.6</td><td>-0.0841</td><td>26.35</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">下水道工事</td><td>(1)</td><td>30.29</td><td>35.3</td><td>-0.0095</td><td>28.80</td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td>34.43</td><td>166.3</td><td>-0.0977</td><td>20.52</td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td>29.71</td><td>38.7</td><td>-0.0164</td><td>27.24</td><td></td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする		A	B	A	B	A	B	河川工事	38.13		862.8	-0.1979	14.23		河川・道路構造物工事	25.89		40.0	-0.0276	22.58		海岸工事	24.59		78.3	-0.0735	17.07		道路改良工事	29.53		57.8	-0.0426	23.91		鋼橋架設工事	36.07		81.6	-0.0518	27.89		P.C.橋工事	27.79		88.1	-0.0732	19.33		舗装工事	36.27		480.3	-0.1639	16.08		砂防・地すべり等工事	40.98		987.6	-0.2019	15.05		公園工事	38.88		293.3	-0.1282	20.58		電線共同溝工事	53.77		1,686.2	-0.2186	18.18		情報ボックス工事	48.51		1,214.2	-0.2043	17.60		対象額 適用区分 工種区分	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの		下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする		A	B	A	B	A	B	道路維持工事	47.02		264.7	-0.1191	29.51		河川維持工事	38.42		142.6	-0.0904	26.97		対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの		下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする		A	B	A	B	A	B	共同溝等工事	(1)	45.93	290.8	-0.1145	25.04		(2)	35.00	85.9	-0.0557	26.06		トンネル工事		41.15	159.6	-0.0841	26.35		下水道工事	(1)	30.29	35.3	-0.0095	28.80		(2)	34.43	166.3	-0.0977	20.52		(3)	29.71	38.7	-0.0164	27.24		<p>(3) 現場管理費率標準値</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>42.02</td><td></td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td><td></td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>28.22</td><td></td><td>52.6</td><td>-0.0395</td><td>23.20</td><td></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90</td><td></td><td>104.0</td><td>-0.0959</td><td>17.57</td><td></td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>32.73</td><td></td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td><td></td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>39.06</td><td></td><td>105.6</td><td>-0.0631</td><td>28.56</td><td></td></tr> <tr><td>P.C.橋工事</td><td>30.09</td><td></td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td><td></td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>39.39</td><td></td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td><td></td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>44.58</td><td></td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td><td></td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68</td><td></td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td><td></td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>58.82</td><td></td><td>2,235.6</td><td>-0.2308</td><td>18.72</td><td></td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>52.66</td><td></td><td>1,570.0</td><td>-0.2154</td><td>18.08</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th colspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>51.14</td><td></td><td>316.8</td><td>-0.1257</td><td>31.27</td><td></td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>41.28</td><td></td><td>166.7</td><td>-0.0962</td><td>28.34</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">共同溝等工事</td><td>(1)</td><td>48.95</td><td>367.7</td><td>-0.1251</td><td>25.23</td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td>37.50</td><td>110.6</td><td>-0.0671</td><td>26.28</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>43.96</td><td>203.6</td><td>-0.0951</td><td>26.56</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">下水道工事</td><td>(1)</td><td>33.46</td><td>50.8</td><td>-0.0259</td><td>29.17</td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td>36.91</td><td>213.5</td><td>-0.1089</td><td>20.73</td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td>31.58</td><td>48.4</td><td>-0.0265</td><td>27.44</td><td></td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする		A	B	A	B	A	B	河川工事	42.02		1,169.0	-0.2110	14.75		河川・道路構造物工事	28.22		52.6	-0.0395	23.20		海岸工事	26.90		104.0	-0.0959	17.57		道路改良工事	32.73		80.0	-0.0567	24.71		鋼橋架設工事	39.06		105.6	-0.0631	28.56		P.C.橋工事	30.09		113.1	-0.0840	19.84		舗装工事	39.39		622.2	-0.1751	16.52		砂防・地すべり等工事	44.58		1,281.7	-0.2131	15.48		公園工事	41.68		366.3	-0.1379	21.03		電線共同溝工事	58.82		2,235.6	-0.2308	18.72		情報ボックス工事	52.66		1,570.0	-0.2154	18.08		対象額 適用区分 工種区分	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの		下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする		A	B	A	B	A	B	道路維持工事	51.14		316.8	-0.1257	31.27		河川維持工事	41.28		166.7	-0.0962	28.34		対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの		下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする		A	B	A	B	A	B	共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23		(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28		トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56		下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17		(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73		(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44	
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A	B	A	B	A	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川工事	38.13		862.8	-0.1979	14.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事	25.89		40.0	-0.0276	22.58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
海岸工事	24.59		78.3	-0.0735	17.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路改良工事	29.53		57.8	-0.0426	23.91																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事	36.07		81.6	-0.0518	27.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P.C.橋工事	27.79		88.1	-0.0732	19.33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舗装工事	36.27		480.3	-0.1639	16.08																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事	40.98		987.6	-0.2019	15.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公園工事	38.88		293.3	-0.1282	20.58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事	53.77		1,686.2	-0.2186	18.18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事	48.51		1,214.2	-0.2043	17.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A	B	A	B	A	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
道路維持工事	47.02		264.7	-0.1191	29.51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川維持工事	38.42		142.6	-0.0904	26.97																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A	B	A	B	A	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
共同溝等工事	(1)	45.93	290.8	-0.1145	25.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	35.00	85.9	-0.0557	26.06																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事		41.15	159.6	-0.0841	26.35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	30.29	35.3	-0.0095	28.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	34.43	166.3	-0.0977	20.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(3)	29.71	38.7	-0.0164	27.24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A	B	A	B	A	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川工事	42.02		1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川・道路構造物工事	28.22		52.6	-0.0395	23.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
海岸工事	26.90		104.0	-0.0959	17.57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道路改良工事	32.73		80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鋼橋架設工事	39.06		105.6	-0.0631	28.56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P.C.橋工事	30.09		113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舗装工事	39.39		622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
砂防・地すべり等工事	44.58		1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公園工事	41.68		366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電線共同溝工事	58.82		2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
情報ボックス工事	52.66		1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A	B	A	B	A	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
道路維持工事	51.14		316.8	-0.1257	31.27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
河川維持工事	41.28		166.7	-0.0962	28.34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする		(4)の算定式により算出された率とし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A	B	A	B	A	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

全面改定

全面改定

全面改定

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 改定対照表

頁 I-2-②-41  第I編 第2章 ② 3  現場管理費	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)																																						
	<p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下 (4)の算定式により算出された 率とし、変数値は下記による</th> <th>50億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>21.73</td> <td>229.7</td> <td>-0.1208</td> <td>15.47</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>31.70</td> <td>123.8</td> <td>-0.0698</td> <td>26.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 現場管理費率算定式  <math display="block">J_o = A \cdot N p^b</math>                     ただし J<sub>o</sub>: 現場管理費率(%)                      Np: 純工事費(円)                      A・b: 変数値                      (注) 1. J<sub>o</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。                      2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費2-2算定方法(1)率計算による部分の3)」及び「2. 共通仮設費2-2算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下 (4)の算定式により算出された 率とし、変数値は下記による		50億円を 超えるもの	下記の率とする	A	b	下記の率とする	コンクリートダム工事	21.73	229.7	-0.1208	15.47	フィルダム工事	31.70	123.8	-0.0698	26.05	<p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下 (4)の算定式により算出された 率とし、変数値は下記による</th> <th>50億円を 超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>22.60</td> <td>301.3</td> <td>-0.1327</td> <td>15.56</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.08</td> <td>166.5</td> <td>-0.0828</td> <td>26.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 現場管理費率算定式  <math display="block">J_o = A \cdot N p^b</math>                     ただし J<sub>o</sub>: 現場管理費率(%)                      Np: 純工事費(円)                      A・b: 変数値                      (注) 1. J<sub>o</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。                      2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費2-2算定方法(1)率計算による部分の3)」及び「2. 共通仮設費2-2算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下 (4)の算定式により算出された 率とし、変数値は下記による		50億円を 超えるもの	下記の率とする	A	b	下記の率とする	コンクリートダム工事	22.60	301.3	-0.1327	15.56	フィルダム工事	33.08	166.5	-0.0828	26.20
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下		3億円を超え50億円以下 (4)の算定式により算出された 率とし、変数値は下記による		50億円を 超えるもの																																			
	下記の率とする	A	b	下記の率とする																																				
コンクリートダム工事	21.73	229.7	-0.1208	15.47																																				
フィルダム工事	31.70	123.8	-0.0698	26.05																																				
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下 (4)の算定式により算出された 率とし、変数値は下記による		50億円を 超えるもの																																				
	下記の率とする	A	b	下記の率とする																																				
コンクリートダム工事	22.60	301.3	-0.1327	15.56																																				
フィルダム工事	33.08	166.5	-0.0828	26.20																																				

全面改定

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)																																				
I-3-①-2																																						
第I編 第3章 ① 4 一般管理費等の補正	<p><b>2 付加利益</b></p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p><b>3 一般管理費等の算定</b></p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、下式の額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費等=工事原価×一般管理費等率+契約保証費</p> <p>(注)一般管理費等率は、「4一般管理費等率の補正(5)別表第1」による。</p> <p><b>4 一般管理費等率の補正</b></p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 請負金額が300万円以上の場合、工事原価に補正率(別表第3)に乗じて得られた額(千円未満切り捨て)を契約補償費として一般管理費に加算して補正する。</p> <p>(3) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>(5) 別表</p> <p>1) 別表第1</p> <p>(ア) 前払金支出割合が35%を越え、40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="427 842 1057 885"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を越え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>14.38%</td> <td>(イ)の算定式により算出された率</td> <td>7.22%</td> </tr> </table> <p>(イ) 算定式</p> $G_p = -2.57651 \times \log(C_p) + 31.63531$ <p>ただし、G<sub>p</sub>:一般管理費等率(%) C<sub>p</sub>:工事原価(円単位)</p> <p>(注) G<sub>p</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) 別表第2</p> <table border="1" data-bbox="421 1034 916 1086"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を越え15%以下</td> <td>15%を越え25%以下</td> <td>25%を越え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 1)で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	14.38%	(イ)の算定式により算出された率	7.22%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を越え15%以下	15%を越え25%以下	25%を越え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p><b>2 付加利益</b></p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p><b>3 一般管理費等の算定</b></p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、下式の額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費等=工事原価×一般管理費等率+契約保証費</p> <p>(注)一般管理費等率は、「4一般管理費等率の補正(5)別表第1」による。</p> <p><b>4 一般管理費等率の補正</b></p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 請負金額が300万円以上の場合、工事原価に補正率(別表第3)に乗じて得られた額(千円未満切り捨て)を契約補償費として一般管理費に加算して補正する。</p> <p>(3) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>(5) 別表</p> <p>1) 別表第1</p> <p>(ア) 前払金支出割合が35%を越え、40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1377 834 2007 877"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を越え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>(イ)の算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </table> <p>(イ) 算定式</p> $G_p = -4.63586 \times \log(C_p) + 51.34242$ <p>ただし、G<sub>p</sub>:一般管理費等率(%) C<sub>p</sub>:工事原価(円単位)</p> <p>(注) G<sub>p</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) 別表第2</p> <table border="1" data-bbox="1370 1026 1865 1078"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を越え15%以下</td> <td>15%を越え25%以下</td> <td>25%を越え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 1)で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	(イ)の算定式により算出された率	7.41%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を越え15%以下	15%を越え25%以下	25%を越え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01
工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	14.38%	(イ)の算定式により算出された率	7.22%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を越え15%以下	15%を越え25%以下	25%を越え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	20.29%	(イ)の算定式により算出された率	7.41%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を越え15%以下	15%を越え25%以下	25%を越え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		

改定

平成26年度(10月 日以降適用) 積算参考図書〔設計業務等標準積算基準書〕 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)																																																																						
1-1-3 第1編 測量業務 第1章 第1節 1-4 測量業務費 の積算方式 別表第1 諸経費率の 改定	別表第1 (1) 諸経費率標準値 <table border="1" data-bbox="257 263 1108 630"> <tr> <td>直接測量費 (成果検定費を除く)</td> <td>50万円以下</td> <td>50万円を超え1億円以下</td> <td>1億円を 超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>87.8%</td> <td>462.5</td> <td>-0.1266</td> <td>44.9%</td> </tr> </table>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を 超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	率又は変数値	87.8%	462.5	-0.1266	44.9%	別表第1 (1) 諸経費率標準値 <table border="1" data-bbox="1243 247 2116 630"> <tr> <td>直接測量費 (成果検定費を除く)</td> <td>50万円以下</td> <td>50万円を超え1億円以下</td> <td>1億円を 超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>91.2%</td> <td>371.23</td> <td>-0.107</td> <td>51.7%</td> </tr> </table>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を 超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%																																						
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を 超えるもの																																																																					
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																				
		A	b																																																																					
率又は変数値	87.8%	462.5	-0.1266	44.9%																																																																				
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を 超えるもの																																																																					
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																				
		A	b																																																																					
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%																																																																				
1-1-4 ~ 1-1-9 第1編 測量業務 第1章 第1節 1-4 測量業務費 の積算方式 別表第2 早見表 の廃止	第1編 測量業務 別表第2 測量作業諸経費率早見表 <table border="1" data-bbox="481 885 694 949"> <tr> <td>A =</td> <td>b =</td> </tr> <tr> <td>462.5</td> <td>-0.1266</td> </tr> </table> 6枚中1枚 <table border="1" data-bbox="336 957 1120 1364"> <thead> <tr> <th>直接測量費 (千円)より</th> <th>直接測量費 (千円)まで</th> <th>諸経費率 (%)</th> <th>直接測量費 (千円)より</th> <th>直接測量費 (千円)まで</th> <th>諸経費率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>503</td><td>87.8</td><td>721</td><td>727</td><td>83.8</td></tr> <tr><td>504</td><td>507</td><td>87.7</td><td>728</td><td>734</td><td>83.7</td></tr> <tr><td>508</td><td>512</td><td>87.6</td><td>735</td><td>741</td><td>83.6</td></tr> <tr><td>513</td><td>517</td><td>87.5</td><td>742</td><td>748</td><td>83.5</td></tr> <tr><td>518</td><td>521</td><td>87.4</td><td>749</td><td>755</td><td>83.4</td></tr> <tr><td>522</td><td>526</td><td>87.3</td><td>756</td><td>762</td><td>83.3</td></tr> <tr><td>527</td><td>531</td><td>87.2</td><td>763</td><td>770</td><td>83.2</td></tr> <tr><td>532</td><td>536</td><td>87.1</td><td>771</td><td>777</td><td>83.1</td></tr> <tr><td>537</td><td>541</td><td>87.0</td><td>778</td><td>785</td><td>83.0</td></tr> <tr><td>542</td><td>546</td><td>86.9</td><td>786</td><td>792</td><td>82.9</td></tr> </tbody> </table>	A =	b =	462.5	-0.1266	直接測量費 (千円)より	直接測量費 (千円)まで	諸経費率 (%)	直接測量費 (千円)より	直接測量費 (千円)まで	諸経費率 (%)	0	503	87.8	721	727	83.8	504	507	87.7	728	734	83.7	508	512	87.6	735	741	83.6	513	517	87.5	742	748	83.5	518	521	87.4	749	755	83.4	522	526	87.3	756	762	83.3	527	531	87.2	763	770	83.2	532	536	87.1	771	777	83.1	537	541	87.0	778	785	83.0	542	546	86.9	786	792	82.9	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">廃止</p> </div>
A =	b =																																																																							
462.5	-0.1266																																																																							
直接測量費 (千円)より	直接測量費 (千円)まで	諸経費率 (%)	直接測量費 (千円)より	直接測量費 (千円)まで	諸経費率 (%)																																																																			
0	503	87.8	721	727	83.8																																																																			
504	507	87.7	728	734	83.7																																																																			
508	512	87.6	735	741	83.6																																																																			
513	517	87.5	742	748	83.5																																																																			
518	521	87.4	749	755	83.4																																																																			
522	526	87.3	756	762	83.3																																																																			
527	531	87.2	763	770	83.2																																																																			
532	536	87.1	771	777	83.1																																																																			
537	541	87.0	778	785	83.0																																																																			
542	546	86.9	786	792	82.9																																																																			
	※上記を含む「1-1-4」～「1-1-9」の6ページを廃止																																																																							



平成26年度(10月30日以降適用) 積算参考図書〔設計業務等標準積算基準書〕 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)																																																																																																																						
2-1-5 第2編 地質調査業務 第1章 第1節 1-3 地質調査業務費の積算方法 別表第1 諸経費率の改定	別表第1 (1) 諸経費率標準値 <table border="1" data-bbox="248 323 1151 587"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>47.1%</td> <td>385.8</td> <td>-0.1523</td> <td>28.0%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	47.1%	385.8	-0.1523	28.0%	別表第1 (1) 諸経費率標準値 <table border="1" data-bbox="1249 323 2141 587"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>52.0%</td> <td>335.58</td> <td>-0.135</td> <td>32.8%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%																																																																														
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																																																																																																				
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																					
率又は変数値	47.1%	385.8	-0.1523	28.0%																																																																																																																				
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																																																																																																				
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																					
率又は変数値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%																																																																																																																				
2-1-6 ~ 2-1-8 第2編 地質調査業務 第1章 第1節 1-3 地質調査業務費の積算方法 別表第2 早見表の廃止	第2編 地質調査業務 別表第2 地質調査 諸経費率(一般調査業務費)早見表 <table border="1" data-bbox="349 815 640 866"> <tr> <td>A =</td> <td>B =</td> </tr> <tr> <td>385.8</td> <td>-0.1523</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3枚中 1枚</p> <table border="1" data-bbox="271 898 1099 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額 (千円)より (千円)まで</th> <th>諸経費率 (%)</th> <th colspan="2">対象額 (千円)より (千円)まで</th> <th>諸経費率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>1,000</td><td>47.1</td><td>1,766</td><td>1,792</td><td>43.1</td></tr> <tr><td>1,001</td><td>1,014</td><td>47.0</td><td>1,793</td><td>1,819</td><td>43.0</td></tr> <tr><td>1,015</td><td>1,028</td><td>46.9</td><td>1,820</td><td>1,847</td><td>42.9</td></tr> <tr><td>1,029</td><td>1,042</td><td>46.8</td><td>1,848</td><td>1,876</td><td>42.8</td></tr> <tr><td>1,043</td><td>1,057</td><td>46.7</td><td>1,877</td><td>1,905</td><td>42.7</td></tr> <tr><td>1,058</td><td>1,072</td><td>46.6</td><td>1,906</td><td>1,935</td><td>42.6</td></tr> <tr><td>1,073</td><td>1,087</td><td>46.5</td><td>1,936</td><td>1,965</td><td>42.5</td></tr> <tr><td>1,088</td><td>1,103</td><td>46.4</td><td>1,966</td><td>1,995</td><td>42.4</td></tr> <tr><td>1,104</td><td>1,119</td><td>46.3</td><td>1,996</td><td>2,027</td><td>42.3</td></tr> <tr><td>1,120</td><td>1,135</td><td>46.2</td><td>2,028</td><td>2,058</td><td>42.2</td></tr> <tr><td>1,136</td><td>1,151</td><td>46.1</td><td>2,059</td><td>2,091</td><td>42.1</td></tr> <tr><td>1,152</td><td>1,168</td><td>46.0</td><td>2,092</td><td>2,124</td><td>42.0</td></tr> <tr><td>1,169</td><td>1,184</td><td>45.9</td><td>2,125</td><td>2,157</td><td>41.9</td></tr> <tr><td>1,185</td><td>1,202</td><td>45.8</td><td>2,158</td><td>2,191</td><td>41.8</td></tr> <tr><td>1,203</td><td>1,219</td><td>45.7</td><td>2,192</td><td>2,226</td><td>41.7</td></tr> <tr><td>1,220</td><td>1,237</td><td>45.6</td><td>2,227</td><td>2,262</td><td>41.6</td></tr> <tr><td>1,238</td><td>1,255</td><td>45.5</td><td>2,263</td><td>2,298</td><td>41.5</td></tr> <tr><td>1,256</td><td>1,273</td><td>45.4</td><td>2,299</td><td>2,334</td><td>41.4</td></tr> </tbody> </table>		A =	B =	385.8	-0.1523	対象額 (千円)より (千円)まで		諸経費率 (%)	対象額 (千円)より (千円)まで		諸経費率 (%)	0	1,000	47.1	1,766	1,792	43.1	1,001	1,014	47.0	1,793	1,819	43.0	1,015	1,028	46.9	1,820	1,847	42.9	1,029	1,042	46.8	1,848	1,876	42.8	1,043	1,057	46.7	1,877	1,905	42.7	1,058	1,072	46.6	1,906	1,935	42.6	1,073	1,087	46.5	1,936	1,965	42.5	1,088	1,103	46.4	1,966	1,995	42.4	1,104	1,119	46.3	1,996	2,027	42.3	1,120	1,135	46.2	2,028	2,058	42.2	1,136	1,151	46.1	2,059	2,091	42.1	1,152	1,168	46.0	2,092	2,124	42.0	1,169	1,184	45.9	2,125	2,157	41.9	1,185	1,202	45.8	2,158	2,191	41.8	1,203	1,219	45.7	2,192	2,226	41.7	1,220	1,237	45.6	2,227	2,262	41.6	1,238	1,255	45.5	2,263	2,298	41.5	1,256	1,273	45.4	2,299	2,334	41.4
A =	B =																																																																																																																							
385.8	-0.1523																																																																																																																							
対象額 (千円)より (千円)まで		諸経費率 (%)	対象額 (千円)より (千円)まで		諸経費率 (%)																																																																																																																			
0	1,000	47.1	1,766	1,792	43.1																																																																																																																			
1,001	1,014	47.0	1,793	1,819	43.0																																																																																																																			
1,015	1,028	46.9	1,820	1,847	42.9																																																																																																																			
1,029	1,042	46.8	1,848	1,876	42.8																																																																																																																			
1,043	1,057	46.7	1,877	1,905	42.7																																																																																																																			
1,058	1,072	46.6	1,906	1,935	42.6																																																																																																																			
1,073	1,087	46.5	1,936	1,965	42.5																																																																																																																			
1,088	1,103	46.4	1,966	1,995	42.4																																																																																																																			
1,104	1,119	46.3	1,996	2,027	42.3																																																																																																																			
1,120	1,135	46.2	2,028	2,058	42.2																																																																																																																			
1,136	1,151	46.1	2,059	2,091	42.1																																																																																																																			
1,152	1,168	46.0	2,092	2,124	42.0																																																																																																																			
1,169	1,184	45.9	2,125	2,157	41.9																																																																																																																			
1,185	1,202	45.8	2,158	2,191	41.8																																																																																																																			
1,203	1,219	45.7	2,192	2,226	41.7																																																																																																																			
1,220	1,237	45.6	2,227	2,262	41.6																																																																																																																			
1,238	1,255	45.5	2,263	2,298	41.5																																																																																																																			
1,256	1,273	45.4	2,299	2,334	41.4																																																																																																																			
	※上記を含む「2-1-6」～「2-1-8」の3ページを廃止																																																																																																																							
	廃止																																																																																																																							

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)
3-1-2 第3編 設計業務 第1章 第1節 1-3 業務委託料の積算 一般管理費等 (β) の改定	<p><b>1-3 業務委託料の積算</b></p> <p>1. 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>イ 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。</p> $\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額})$ $= [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) ] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}$ <p>ロ 各構成要素の算定</p> <p>(イ) 直接人件費 設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。</p> <p>(ロ) 直接経費 直接経費は、2のイの(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。 2のイの(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。</p> <p>(ハ) その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>(ニ) 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ <p>ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<b>30%とする。</b></p> <p>(ホ) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> $\text{消費税相当額} = [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) ] \times (\text{消費税率})$ <p style="text-align: center;">3-1-2</p>	<p><b>1-3 業務委託料の積算</b></p> <p>1. 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>イ 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。</p> $\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額})$ $= [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) ] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}$ <p>ロ 各構成要素の算定</p> <p>(イ) 直接人件費 設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。</p> <p>(ロ) 直接経費 直接経費は、2のイの(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。 2のイの(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。</p> <p>(ハ) その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>(ニ) 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。</p> $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ <p>ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<b>35%とする。</b></p> <p>(ホ) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> $\text{消費税相当額} = [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) ] \times (\text{消費税率})$ <p style="text-align: center;">3-1-2</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; width: 150px; height: 50px; margin: 20px auto; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">βの改定</div>

平成26年度(10月30日以降適用) 土木工事簡易設計業務(参考資料) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成27年4月1日以降適用)
<p>参2-3-3 〔調査関係〕</p> <p>第2編 測量業務</p> <p>第3章 土木工事 簡易設計業務</p> <p>一般管理費等 (β)の改定</p>	<p>(三)その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。</p> <p>(その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) (注: 図工・普通作業員は直接人件費に含めない。)</p> <p>ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35パーセントとする。</p> <p>(四)一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。</p> <p>(一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β)</p> <p>ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。</p>	<p>(三)その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。</p> <p>(その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) (注: 図工・普通作業員は直接人件費に含めない。)</p> <p>ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35パーセントとする。</p> <p>(四)一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。</p> <p>(一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β)</p> <p>ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>
<p>※設計業務等標準積算基準書〔同(参考資料)〕第3編「設計業務」にあわせて改定</p>		<p>βの改定</p>